

令和3年7月21日

令和3年千葉市教育委員会会議第7回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第7回定例会議事日程

令和3年7月21日(水)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 報告事項
 - (1) 令和2年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について
…………… 1
[教育職員課]
 - (2) 千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について
…………… 5
[教育支援課]
 - (3) 千葉市電子書籍サービスの実施について
…………… 25
[中央図書館情報資料課]
- 6 議決事項
 - 議案第30号 陳情について
…………… 27
[教育指導課]
 - 議案第31号 陳情について
…………… 31
[教育指導課]
 - 議案第32号 陳情について
…………… 37
[教育指導課]
- 8 その他
- 9 閉 会

報告事項(1)

令和2年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及び セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について(令和3年度集計)

千葉市教育委員会では、令和2年度分の市内の小・中・特別支援・高等学校の児童生徒(保護者)を対象とした体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 調査の目的

本調査は、児童生徒と教職員との関わり合いの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、より良い学校環境をつくるために実施する。

2 調査方法等

- (1) 調査対象者 市立の小・中・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒
※小学校・特別支援学校は保護者も含む
- (2) 調査対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月8日
- (3) 実施方法 アンケート調査とし、氏名は「無記名可」としている。
- (4) 回収方法等 全校種の児童生徒が自宅で回答し、提出することとした。
回答については担任に関わらず、管理職が各教室を回って回収することとした。
回答については、教育委員会へ郵送による提出を可能とした。

3 調査結果等(詳細は、別添資料参照)

- (1) 体罰と判断される行為 2件(前回調査3件)
※厳重注意2件
- (2) セクシュアル・ハラスメント
小学校19人(前回調査24人)、中学校17人(前回調査41人)、高等学校0人(前回調査1人)、
特別支援学校0人(前回調査1人)
- (3) 各学校での現在の取組
職員会議等において資料を提示し、体罰、セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底を図っている。また、教職員同士の連携強化や共通理解を図り、風通しのよい環境づくりを行ったり、校内巡視や授業参観による状況把握と防止に向けた取組を進めたりしている。

4 今後の取組

教育委員会では、教職員による体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、以下の取組を行う。
(一部実施済)

- (1) 不祥事防止に向けて教育長メッセージ及び性暴力から子どもを守る安全・安心な学校づくり宣言を全教職員に発出し、周知を行うことにより意識啓発を図る。
- (2) 教職員の人権意識を高めるために、子どもの権利条約に関する階層別研修及び校内研修の充実を図る。
- (3) 校内の死角を限りなくゼロにするなど性暴力を生まない環境を整備するとともに、児童生徒を性暴力から守るための行動指針を周知するなど、教職員の安全配慮義務の理解・履行を図る。
- (4) 体罰、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口として、児童生徒のための電話相談や送料無料の手紙相談である「子どもにここをサポート」について周知を拡大するとともに、児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図る。
- (5) 児童生徒への人権教育として、「子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム(CAP研修)」や全小学校3年生を対象にCAPに関する絵本の読み聞かせ、中学校でのCAPに関する絵本の図書室での年間展示を実施する。
- (6) 自他の命の大切さについて実感できるようにするため、全小学校1年生を対象に、「生命(いのち)の安全教育」を実施する。

5 その他

今回の調査結果については、市教育委員会ホームページに掲載する。

【URL】<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/index.html>

令和2年度(令和3年度集計)市立小・中・特別支援・高等学校における体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

〈アンケートの考察〉

本年度のアンケート調査から

1 体罰調査結果

(1) 調査対象者数 全調査対象者数 70,599人 全回答者数59,811人 回答率 84.7%

学 校 種	R2計	小学校(111校)	中学校(55校)	高等学校(2校)	特別支援学校(3校)	
調 査 対 象 者 数	70,599人	46,148人	22,829人	1,238人 (3年は除く)	384人	
児童生徒・保護者	回 答 者 数	59,811	39,549人	18,926人	1,060人	276人
		84.7%	(85.7%)	(82.9%)	(85.6%)	(71.9%)

(2) 体罰と判断される行為等の件数

学 校 種	R2計	小学校(111校)		中学校(55校)		高等学校(2校)		特別支援学校(3校)	
		件 数		件 数		件 数		件 数	
		2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度
体罰と判断される行為	2	0	(1)	2	(2)	0	(0)	0	(0)
場 面	授業中	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	部活動中	1	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
	その他(掃除中や休み時間など)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
態 様	強く叩く、殴る	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	蹴る	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
	壁に押し付ける、転倒させる等	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	正座、直立等特定の姿勢を長時間保持	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	その他	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)

① 不適切な行為 (不適切な指導・行き過ぎた指導など)	受けた	51	36	(34)	15	(20)	0	(1)	0	(0)
	見た	54	40	(52)	13	(26)	1	(2)	0	(1)
② 言葉の暴力(暴言等)	受けた	100	69	(86)	31	(38)	0	(1)	0	(2)
	見た	78	47	(87)	31	(41)	0	(2)	0	(0)
③ 指導の範囲内である行為	受けた	95	70	(30)	25	(13)	0	(0)	0	(0)
	見た	120	94	(54)	26	(8)	0	(1)	0	(0)
①～③の合計数	受けた	246	175	(150)	71	(71)	0	(2)	0	(2)
	見た	252	181	(193)	70	(75)	1	(5)	0	(1)
		498	356	(343)	141	(146)	1	(7)	0	(3)

2 セクハラ調査結果

教職員から受けたセクハラの分類		計		小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
		R2	R1	男子	女子	未記入	男子	女子	未記入	男子	女子	未記入	男子	女子	未記入
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
① 性的な話を言われ、不快であった。 (授業に直接関連する内容は除く)	受けた	4	(13)	0 (1)	2 (0)	0 (2)	0 (6)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	1	(17)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (9)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
② 身体に触られ、不快であった。	受けた	16	(38)	0 (3)	6 (7)	2 (4)	1 (6)	4 (15)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
	見た	3	(46)	0 (7)	1 (7)	0 (1)	0 (5)	1 (21)	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③ みんなの前で容姿を話題にされ、不快であった。	受けた	0	(13)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (1)	0 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0	(17)	0 (3)	0 (2)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④ 性的内容の電話・手紙・電子メール等をもらい、不快であった。	受けた	1	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑤ その他	受けた	15	(3)	1 (0)	4 (1)	4 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	4	(4)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
①～⑤ の合計	受けた	36	(67)	1 (5)	12 (10)	6 (9)	1 (13)	8 (19)	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
	見た	8	(84)	0 (11)	4 (11)	1 (3)	0 (13)	1 (35)	2 (10)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		44	(151)	1 (16)	16 (21)	7 (12)	1 (26)	9 (54)	10 (19)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)

3 調査結果から見られる傾向や状況について

<p>体罰・言葉の暴力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰と判断される件数は、2件であった。(※前回調査は3件) ・ 厳重注意2件である。(※前回調査では、文書訓告2件・厳重注意1件) ○ 行き過ぎた指導等の不適切な行為は、行為を受けたのが51件であった。(※前回調査は55件)なお、行為を見たのは54件であった。 ○ 言葉の暴力は、行為を受けたのが100件であった。(※前回調査は127件)。なお、行為を見たのは78件であった。 ・ 行為を受けた件数100件の主な内訳は、人格や能力を否定する(46件)、バカにする(27件)、罵る(19件)、威嚇や脅し(8件)である。
<p>セクシュアルハラスメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒がセクハラを受けたと回答したのが36人(前回調査は67人)と昨年度と比べ減少している。なお、見たと回答したのは8件であった。 ・ 内訳は小学校19人(前回調査24人)、中学校17人(前回調査41人)、高校0人(前回調査1人)、特別支援学校0人(前回調査1人)である。 ・ 主な理由は、身体に触られ不快であった(16件)、性的な話を言われ不快であった(授業に直接関連する内容は除く)(4件)、性的内容の電話・手紙・電子メール等をもらい、不快であった(1件)である。
<p>各学校での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰及びセクハラ防止策として、学校長は年度当初の職員会議や打ち合わせ等において、人権尊重や体罰・セクハラ禁止の経営方針を示し、周知徹底している。また、その後は職員会議や打合せの時間を活用し、市教委からの通知やコンプライアンス通信等を配布して周知徹底を図っている。 ○ 教職員間の連携を強化するとともに、児童生徒の情報の共有化、組織による対応、風通しのよい環境づくりに取り組んでいる。 ○ 学校だよりやHPを活用し、学校の様子を積極的に発信し、保護者との信頼関係の構築に力を入れている。 ○ 「校内コンプライアンス研修」や「不祥事防止のためのセルフチェック」等を実施し、教職員自身にこれまでの指導を振り返らせたり、人権について考えさたりするなどし、人権感覚の高揚を図っている。 ○ 目標申告面接等を活用して、管理職が教職員一人一人に助言指導を行っている。 ○ 校内におけるわいせつ行為等の防止のため、校内死角点検及び校内巡視を実施し、改善・対策を行っている。 ○ 教育相談活動の充実により、児童・生徒の声を拾い、体罰・セクハラ未然防止に務めている。

4 調査を踏まえた今後の対応

<p>各学校での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の人権感覚、指導力の向上を図る。 ・ 職員会議や打ち合わせ等において、報道記事や通知等の最新の情報をもとに、体罰・セクハラ禁止の周知を徹底する。 ・ 不祥事防止のためのセルフチェックを計画的に実施するとともに、人権研修、コンプライアンス研修等の充実を図る。 学校教育における人権研修《事例編》《手法編》 職員コンプライアンス校内研修《事例編》《手法編》 服務管理 アンガーマネジメント 言葉の暴力 子どもの権利条約 ○ 学校組織体制の強化を図る。 ・ 教職員の連携強化、児童生徒の共通理解と風通しのよい職場環境を作ることで、体罰・セクハラを未然に防ぐ。 ・ 事案発生時の報告・連絡・相談を迅速・的確に行うとともに組織での対応や指導等、校内支援体制の構築を図る。 ・ 職員の悩み相談やメンタルヘルスの充実
<p>教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では、教職員による体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、以下の取組を行う。 ・ 不祥事防止に向けて教育長メッセージ及び性暴力から子どもを守る安全・安心な学校づくり宣言を全教職員に発出し、周知を図ることにより意識啓発を図る。 ・ 教職員の人権意識を高めるために、子どもの権利条約に関する階層別研修及び校内研修の充実を図る。 ・ 校内の死角を限りなくゼロにするなど性暴力を生まない環境を整備するとともに、児童生徒を性暴力から守るための行動指針を周知するなど、教職員の安全配慮義務の理解・履行を図る。 ・ 体罰、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口として、児童生徒のための電話相談や送料無料で手紙相談である「子どもにこにこサポート」について周知を拡大するとともに、児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図る。 ・ 児童生徒への人権教育として、「子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム(CAP研修)」や全小学校3年生を対象にCABIに関する絵本の読み聞かせ、中学校でのCABIに関する絵本の図書室での年間展示を実施留する。 ・ 自他の命の大切さについて実感できるようにするため、全小学校1年生を対象に、「生命(いのち)の安全教育」を実施する。

千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について

1 制定の趣旨

教育機会確保法（H29.2）、国通知（R 元.10）に示されているように、不登校児童生徒の社会的自立への支援については様々な関係機関等と連携し行うことが求められていることから、不登校児童生徒の個々の状況に寄り添った支援を行っているフリースクール等の安定した運営や、その指導体制の整備と体験学習等に係る経費の一部を補助するために交付要綱を制定する。

2 千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱の概要

(1) 補助対象施設（第2条）

- ・ 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- ・ 市内に施設又は活動拠点があること。
- ・ 営利を目的としない事業者が運営する施設であり、かつ、1年以上の活動実績があること。
- ・ 申請年度に、市内在籍の児童生徒が入所した実績があること。また、当該児童生徒が在籍する学校長が通所状況等により出席扱いできると判断していること。
- ・ 「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。

(2) 補助対象経費及び補助額の算定方法（第3条）

- ・ 教材及び教具の整備に係る経費
- ・ 体験学習・実習等の実施に直接要する経費
- ・ 児童生徒の相談や指導のために必要となる施設の借上料

(3) 補助対象期間（第4条）

- ・ 4月1日から翌年3月31日までを一つの年度とし、その期間内に実施された補助費目を補助対象とする。

3 施行期日

令和3年7月1日 ただし、令和3年度分に係る交付事業の対象となる経費については、令和3年4月1日に遡及して適用するとともに、補助申請は、9月、12月の2回とする。

4 その他

本補助金の予算は、令和3年市議会第2回定例会において、補正予算として措置済みである。

千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市立小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間施設（以下、「民間施設」という。）が行う学習活動等の充実を図るため、当該民間施設の経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、民間施設の設置者である事業者（以下、「補助事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる民間施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- (2) 市内に施設又は活動拠点があること。
- (3) 営利を目的としない事業者（学校法人を除く。）が運営する施設であり、かつ、1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。
- (4) 申請年度に、市立小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒が入所した実績があること。また、当該児童生徒が在籍する学校長が通所状況等により出席扱いできると判断していること。
- (5) 「千葉県における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (6) 児童生徒の状況や指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との連携・協力関係が保たれていること。
- (7) 児童生徒に対する個別の学習計画を当該児童生徒の在籍学校と十分に連携しながら作成し、当該在籍校へ月例の状況報告を行うこと。
- (8) 学校、教育委員会の視察に適宜応じること。
- (9) 市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の人数を8で除した数以上の支援者がいること。ただし、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を受け入れている場合は、市立小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の人数を6で除した数以上の支援者がいること。

(補助対象経費及び補助額の算定方法)

第3条 補助対象経費は、別表に定める経費であり、補助金の額は、別表に掲げる1施設当たりの補助上限額と対象経費の支出（予定）額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

(補助対象期間)

第4条 4月1日から翌年3月31日までを一つの年度とし、その期間内に実施された補助費目を補助対象とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行う。

2 前項の決定は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による審査等の結果、交付することが不適当と認めるときには、直ちに申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件その他市長が必要と認める条件を付すものとする。

（1）補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3）補助金は、目的以外に使用しないこと。

（4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（5）規則及びこの要綱を遵守すること。

（変更等の承認申請等）

第8条 補助事業者は、前条第1号の規定による承認を受けようとする場合は、千葉市フリースクール等民間施設事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業変更の申請があった場合は、変更の内容を審査し、補助金の変更を決定（不決定）し、その旨を千葉市フリースクール等民間施設事業変更決定（不決定）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、前条第2号の規定による承認を受けようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による事業中止（廃止）の申請があったときは、千葉市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）決定（不決定）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定により報告しようとする場合は、補助事業の完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）10日以内又は補助金の交付の決定をした会計年度の末日のいずれか早い日までに、千葉市フリースクール等民間施設事

業実績報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還の命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類等を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第15条 市長は、この補助金に関して必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

2 前項において、市長が補助金に関して報告を求めた場合又は関係職員による調査を求めた場合は、補助事業者はこれに応ずること。

（補則）

第16条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度分に係る交付事業の対象となる経費については、令和3年4月1日に遡及して適用するとともに、補助申請は、9月、12月の2回とする。

別表

補助対象経費		内 容	補助上限額/ 1 施設あたり
教材・教具の整備、体験学習・実習費	教材及び教具の整備に係る経費	教材教具など インターネットソフト使用 ライセンス料 通信費 プリンターインク代 用紙代 テキスト印刷代 教材教具費用	142,000円
	体験学習・実習等の実施に直接要する経費	講師謝金（委託料を含む）	10,000円
		引率者の旅費 当該活動に係る保険料、 当該活動に係る消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料 賃借料 学習用具など	60,000円
施設借上料	児童生徒の相談や指導のために必要となる施設の借上料		288,000円 (月額24,000円×12月)

- 補助事業者は、上記補助費目の中から、現状に即したものを補助申請する。
- 申請時期は、6月、9月、12月の年3回とする。12月については、補助限度額の変更のみとする。
- 「施設借上料」については、自宅を兼ねる施設は含まない。また、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）、駐車場借上料及び借上施設の管理費（上下水道費、光熱費、火災保険料）は、含まない。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地 〒 _____

法人名 団体名 _____

代表者職・氏名 _____

㊞

担当者名 _____

連絡先 電話 _____

千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書

標記の件について補助金の交付を受けたいので、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 施設名 _____

2 交付申請額 _____ 円

(内訳は別紙のとおり)

3 利用児童生徒数 _____ 人 (月 日現在)

4 添付書類

(1) 当該年度の事業計画書 (目的を含む)

(2) 当該年度の収支予算書

(3) 前年度の事業概要及び収支決算書

(4) 千葉市立の小学校、中学校又は特別支援学校小学部・中学部の利用児童生徒 (以下「同児童生徒」) 数及び同児童生徒の氏名・学校名・学年を確認できる書類 (写)

(5) 職員数を確認できる書類 (写)

(6) 個人情報の取扱いに関する、保護者から千葉市教育委員会宛での同意書の原本 (当該補助申請年度に取得したもの)

(7) 事業内容を記載しているパンフレット等

(様式第1号 別紙)

補助申請額の内訳 (施設名: _____)

単位: 円

補助費目		費目の概要	積算内容	補助額
教材・教具の整備、 体験学習・ 実習費	教材及び 教具の整 備に係る経 費			
			小 計	円
	体験学習・ 実習等の 実施に直 接要する 経費	講師謝金(委託料を含む)		
			小 計	円
施設借上料		施設借上料		円
合 計(交付申請額)				円

千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書

法人名
代表者職氏名 様

年 月 日付けで交付申請のあった千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 3 補助金は、目的以外に使用しないこと。 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 5 千葉市補助金等交付規則及び千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱を遵守すること。 6 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めるときは、補助を取り消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。 7 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。 8 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象費として認められない場合があるので十分注意すること。

(様式第3号)

千葉市指令 第 号

千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金不交付決定通知書

法 人 名
代表者職氏名 様

年 月 日付けで交付申請のあった千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金について、次のとおり不交付決定したので、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

施 設 名	
不交付の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第4号)

年 月 日

千葉県フリースクール等民間施設事業変更承認申請書

(あて先) 千葉市長

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

〔担当者名
連絡先電話〕

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県フリースクール等民間施設事業を次のとおり変更したいので、千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

施設名	
交付決定額	円
変更後所要額	円
差引所要額	円
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日
添付書類	1 事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類

(様式第5号)

千葉市指令 第 号

千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金変更決定（不決定）通知書

法 人 名
代表者職氏名 様

年 月 日付けで申請のあった千葉市フリースクール等民間施設事業変更について、次のとおり決定（不決定）したので、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

施 設 名	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差引所要額	円
不決定の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第6号)

年 月 日

千葉県フリースクール等民間施設事業中止（廃止）承認申請書

(あて先) 千葉市長

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

〔 担当者名
連絡先電話 〕

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県フリースクール等民間施設事業を次のとおり中止（廃止）したいので、千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により申請します。

施設名	
交付決定額	円
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添付書類	1 事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他市長が必要と認める書類

(様式第7号)

千葉市指令 第 号

法 人 名
代表者職氏名 様

千葉市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）について、決定（不決定）することとしたので、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

施 設 名	
中止（廃止）年月日	年 月 日
中止（廃止）承認 （不承認）の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第8号)

年 月 日

千葉県フリースクール等民間施設事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

〔 担当者名
連絡先電話 〕

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県フリースクール等民間施設事業の実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

施設名	
事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円
補助事業の経費精算額	対象経費の総支出額 円 これに充てるべき他からの収入金の額 円
添付書類	1 事業実績報告書 2 実績調書 3 収支決算書 4 実績を確認できる書類(写しも可)

(様式第8号 別紙)

実績報告書 (施設名: _____) 単位: 円

補助費目		費目の概要	積算内容	補助額
教材・教具 の整備、 体験学習・ 実習費	教材及び教 具の整備に 係る経費			
			小 計	円
	体験学習・ 実習等の実 施に直接要 する経費	講師謝金(委託料を含む)		
			小 計	円
施設借上料	施設借上料			
合計(実績額の合計)				円
(様式2)	月 日付	交付決定額		円

(様式第9号)

千葉市達 第 号

千葉市フリースクール等民間施設事業補助金額確定通知書

法人名

代表者職氏名

様

年 月 日付け千葉市フリースクール等民間施設事業実績報告書により、千葉市フリースクール等民間施設事業補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

施設名	
補助金の交付決定額	円
補助費目の精算額	対象経費の総支出額 円 これに充てるべき他からの収入金の額 円
補助金の確定額	円

(様式第10号)

年 月 日

千葉県フリースクール等民間施設事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

所在地

法人名

代表者職氏名

㊞

担当者名

連絡先電話

年 月 日付け千葉市長 第 号千葉県フリースクール等民間施設事業補助金確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

施設名	
補助金の確定額	円
交付請求額	円
添付書類	1 千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書 (写) 2 千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金額確定通知書 (写) 3 その他市長が必要と認める書類

(様式第11号)

年 月 日

千葉県フリースクール等民間施設事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

（ 担当者名
連絡先電話 ）

年 月 日付千葉市指令 第 号千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書により決定した補助金の交付について、一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、請求します。

施設名	
補助金の交付決定額	円
一括（分割）事前請求額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回の交付請求額	円
一括（分割）事前交付の希望理由	
添付書類	1 千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書（写） 2 その他市長が必要と認める書類

(様式第12号)

千葉市達 第 号

千葉市フリースクール等民間施設事業補助金交付決定取消通知書

法人名
代表者職氏名 様

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市フリースクール等民間施設事業補助金交付決定の全部（一部）を次のように取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項の規定において準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

施設名	
補助金交付決定額	円
取消額	円
取消後の 交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第13号)

千葉市達 第 号

千葉市フリースクール等民間施設事業補助金返還命令書

法人名
代表者職氏名 様

千葉市補助金等交付規則第18条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

施設名	
補助金の交付決定額	円
今回の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

千葉市電子書籍サービスの実施について

本市では、図書館に来館せずに本が借りられ、スマートフォンやパソコンで読書を楽しむ「千葉市電子書籍サービス」を開始します。

1 趣 旨

本市では、図書館サービスの更なる利便性向上と「With コロナ」の時代における新しい生活様式に対応するため、電子書籍サービスを提供します。

また、電子書籍サービスの提供にあたっては、文字の拡大や読み上げ機能など、電子書籍特有の機能による新しいサービスを実現します。

2 サービス開始日時

令和3年7月30日（金） 午後1時から

3 利用対象者

利用カード登録者（市内在住、在勤、在学者の方）

利用カードをお持ちでない方は①来館して利用登録する方法（本人確認書類が必要）、または②マイナンバーカードをお持ちの方はちば電子申請システムから登録する方法があります。

4 サービス内容

（1）貸出点数、貸出期間等（当面の間）

1人2点まで、2週間（14日間）以内

※予約点数は2点まで、資料の取り置き期間7日間

（貸出期間が終了すると自動的に返却となります）

（2）電子書籍の冊数

児童書・絵本や子育て関連本、小説・エッセイの他、ビジネスパーソン向けの短時間で読み切れる書籍や料理・健康等の実用書、青空文庫など、約7,600冊を提供します。

（3）電子書籍の特徴

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の趣旨を踏まえ、文字の拡大や色の反転などができるものや、日本語の読み上げ機能によって、読書困難者や高齢者の方々にも本が読みやすくなります。

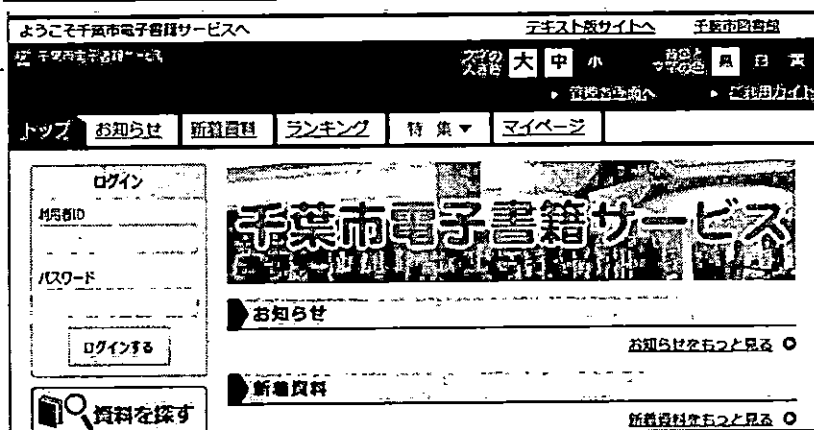
（4）学校との連携も段階的に進めていきます。

GIGAスクールによる1人1台のタブレットを利用し、千葉市図書館の電子書籍サイトから利用ができるよう、利用カードの取得を推進します。

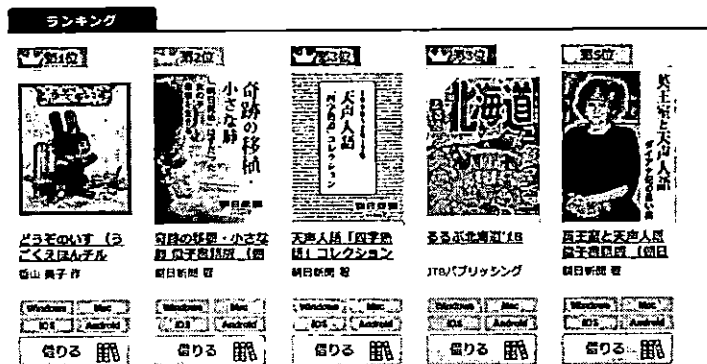
また、学校へパスワードを付与することにより、電子書籍を活用した読書活動が可能となるよう進めていきます。

5 参考 電子書籍サービス画面

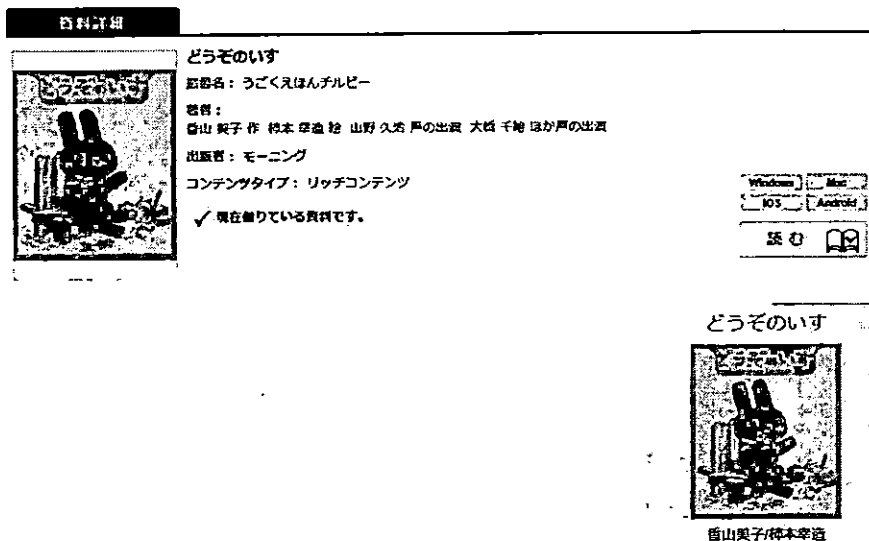
① 【電子書籍サービス：トップページ】



② 【借りたい本を選びます】



③ 「読む」をクリックします



議案第30号

陳情について

令和3年6月1日付けで受理した陳情第1号について、議決を求める。

令和3年7月21日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美



千葉市教育委員会

教育長 磯野 和美様

中学校歴史教科書採択に関する要請書

文科省は2021年3月30日付の通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」において、「令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき…令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと」としつつ、自由社の歴史教科書が検定を通過したことで、中学校歴史に限り「採択替えを行うことも可能」としました。

一方で、文科省は「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること」「令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断すること」としています。

つまり、特例的に「採択替え」をすることが「考えられる」、いずれにせよ「採択権者の判断」としており、特別な事情がない限り、「令和2年度と同一の教科書を令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと」としています。

昨年、教科書が変わり、仮にまた変更するとしたら、教育委員会の作業や学校現場負担につながるものです。したがって予算措置の伴う、単年度の採択で十分と考えます。

引く続き、教科書の採択にあたり、教職員および父母・市民の声を十分に反映したものとなるよう、以下のことを強く要請します。

記

1、中学校歴史教科書について、2020年度の教科書採択の結果を尊重し、採択替えを行わないこと。

2021年6月1日



団体名

代表

千葉市中央区

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情第1号	受理年月日	令和3年6月1日
件名	教科書採択に関する陳情		
要旨	1 中学校歴史教科書について、2020年度の教科書採択の結果を尊重し、採択替えを行わないでほしい		
陳情者 住所 氏名	〒 [REDACTED] 千葉県中央区 [REDACTED] [REDACTED] ([REDACTED])		

~~~~~

議 案 説 明

陳情について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第 31 号

陳情について

令和 3 年 6 月 21 日付けで受理した陳情第 2 号について、議決を求め  
める。

令和 3 年 7 月 21 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美



2021年6月21日

千葉縣市町村教育委員会 教育長 様

代表 [Redacted]

事務局 [Redacted]  
連絡先 〒 [Redacted] 八千代市 [Redacted]  
Tel & Fax [Redacted]  
Email: [Redacted]

### 中学校用歴史教科書「採択替え」についての要望書

本年3月30日、文科省より「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」という通知が発出されました。検定審査不合格となった自由社の「新しい歴史教科書」が再申請の結果、2020年度の文部科学大臣の検定を経て、新しく発行されることとなったため、歴史教科書に限って「採択替え」することも可能となったということです。

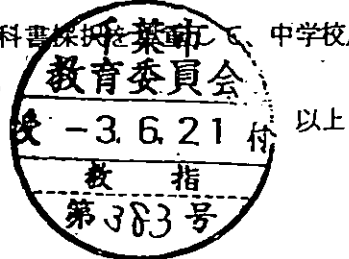
義務教育諸学校で同一の教科書を使用する期間は4年と法定されています。中学校用教科書は、2020年に新しく採択されたばかりであり、使用が開始された本年4月から未だ3ヶ月しか使われていません。文科省は、昨年採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断としていますが、新しい教科書を使用した授業実践の状況を調査研究して、「採択替え」を検討する程の実績は残されていないと思われます。

その上、新しく採択の対象となった自由社版「新しい歴史教科書」の検定済み期日は2021年2月17日とされており、採択関係者が調査研究する時間も確保されていたとは考えられません。

そのため、本年8月31日までに、各地域教育委員会で、中学校用歴史教科書の「採択替え」について公正に調査研究することは不可能です。

また、もし「採択替え」を行って昨年採択した教科書と異なる教科書を採択したとすれば、昨年の採択の公正性・正確性を自ら否定する矛盾を認めることとなります。さらに採択に要した教育委員会や学校現場の業務や教育予算を無益に浪費したこととなります。前例の無い自由社版「新しい歴史教科書」再申請に伴う「中学校用歴史教科書」だけの「採択替え」は現行の採択の仕組みに改変をもたらす可能性もあります。実際に現在おこなわれている展示会も従来どおりの展示法や自由社版と現採択版のみの展示場もあります。教科書採択は、本来現場教員がおこなうべきであり、教科書会社の都合や政治家の圧力で採択されてはなりません。

「教科書と教育を考える千葉県民の会」は、2020年度の教科書採択を経て、中学校用歴史教科書の「採択替え」を行わないよう要望いたします。





つくる会系教科書(自由社・育鵬社)と昨年採択教科書(東京書籍)の比較表 2021年6月 by

| 出版社<br>/項目          | 自由社<br>新しい日本の歴史                                                                                                                                                                                                                         | 育鵬社<br>[最新] 新しい日本の歴史                                                                                                                                                                                                                             | 東京書籍<br>新しい社会 歴史                                                                                                                                                                                                                           | おもな特徴<br>(自由社を中心に)                                                                                                |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天皇と神話<br>(古事記・日本書紀) | 神話や伝承は…ただちに歴史的事実として扱うことはできません(p38) アマテラスは太陽を神格化した女神で、皇室の祖先神とされ伊勢神宮にまつられています。…イワヒコノ命は…瀬戸内海を経て大和に入り、初代の神武天皇として即位しました(神武東征伝承)。これが天和朝廷の始まりです。(p39)                                                                                          | 神々の物語や代々の天皇の業績を記した『古事記』や『日本書紀』(p54)…こうしてかみヤマトイワヒコノ命は畝傍山のみとどの榎原で即位し、初代神武天皇となるという物語です。なお、2月11日の「建国記念の日」は、神武天皇が即位したとされる日を記念したものです。(p57)※「神話に見るわが国民生の物語」(p56,57)                                                                                     | 国家の仕組みが整い、国際的な交流がさかんになると、日本の国のおこりや、天皇が国を治めることの由来を説明しようとする動きが朝廷の中で起こりました。そこで、神話や伝承、記録などを基に歴史書の「古事記」と「日本書紀」(p45) 王の祖先が太陽であったり、天から降りて来たりという神話は東北アジア一帯に広がり(p55)                                                                                | 東書はこれらの神話が統治の正統性を示すためのものとし、アジアとの共通性も指摘。自由社は神話の神武天皇が大和朝廷の始まりとまで書く。                                                 |
| 奈良時代の民衆の生活          | 律令国家のもとでは、公平な統治をめざして、すべての土地と民を国家が直接おさめる公地公民の原則が打ち立てられました。…6歳以上の男女に口分田として平等に土地を分ける、班田収授法というしくみがつくられました。…農民が新たな開墾地を私有することを認めたので、耕地は拡大しました。欄外に「班田収授法と税制」の表。(p55. 直税の記述なし)                                                                  | 人々は戸籍に基づいて国から口分田をあたえられました。口分田(は)は、6歳以上の男女にあたえられ、死後は国に返すさまじいになっていました(班田収授法)。税には、「租・調・庸」があり、租は稲を納めるもので、地方で集められました。調や庸は、それぞれの村から農民の手で都に運ばれました。(欄外に負担の表、直税などの記述はない。)(p53)                                                                            | 人々は、男女ともに口分田の面積に応じて租を負担しました。…一般の成人男子には…布や特産物を納める調、庸などの税や土木工事などを行う労役、兵士となる兵役の義務などが課されました。…こうした重い負担がのがれるため、逃亡する人びとも現れました。…(奈良時代の人々の負担の表と解説、庶民と貴族の食事復元写真など)…(p42-43)                                                                          | 自由社は、公地公民制が統治の公平をめざしたとし、農民が重税に苦しんだことなど一切書かない。そのためこの制度がすぐに行き詰まった理由も説明できない。                                         |
| 大日本帝国憲法             | 天皇が元首として日本を統治すると定めました。…実際の政治は、各大臣の輔弼(助言)に基づいて行うものとされ、天皇に政治的責任を負わせないこともうたわれました(君主無答責)。…法律に反しない限り言論・集会・結社・居住と移転・信教などの自由が保障されました。国民は選挙権を持ち衆議院議員を選ぶことになりました。欄外に「憲法を賞賛した内外の声」という説明。「世界中の人たちもほめていたみたいだね、なぜだろう。」と男子の声(p184)                    | この憲法で、天皇はあらためて国の元首と規定され、各大臣の輔弼(助言)と責任により、憲法の規定に従って統治を行うものと定められました。…国民は法律の範囲内で、言論や集会、信仰などさまざまな自由が保障されるとともに、納税、徴兵などの義務を負う。この憲法は…内外ともに高く評価されました。注②天皇は、原則として政治的権限を行使することはない。国家統治の精神的よりどころだった。(p192)                                                  | 天皇が国民にあたるという形で大日本帝国憲法が発布されました。…憲法では、天皇が国の元首として統治すると定められました。また、帝国議会の招集や衆議院の解散、陸海軍の指揮、条約の締結や戦争の開始・終了(議和)などが、天皇の権限として明記されました。…また国民は「臣民」とされ、国会で定める法律の範囲内で言論・出版・集会・結社・信仰の自由などの権利が認められました。…(p184,185)                                            | 自由社だけが、君主無答責を直接記述したのは、天皇に戦争責任を問わせないためか。治安維持法など、法律で自由を規制できるようにしたことが大問題。自由・育鵬社には「臣民」の記述もない。内外から厳しい批判も。              |
| 日露戦争とその影響           | 「世界を変えた日本の勝利」日露戦争は、日本の生き残りをかけた戦争でした。日本はこれに勝利して、自国の安全保障を確立しました。近代国家として生まれ間もない日本の勝利は、西欧列強の植民地にされていた諸民族に、独立への希望を抱かせました。また、ロシアに圧迫されていた諸民族にも国家防衛の勇気をあたえました。しかし他方、黄色人種は将来、白色人種の脅威となるという賞禍論が欧米に広がるきっかけにもなりました。(p193)                           | 幕末以来、わが国の指導者や国民には、欧米列強の植民地とされるという根強い危機感がありました。しかしこの危機感は、日露戦争の勝利で解消し…また、同じ有色民族が、世界最大の陸軍国・ロシアを打ち破ったという事実は、列強の圧迫や、植民地支配の苦しみにあえていたアジア・アフリカの民族に、独立への希望をあたえました。…ネルーや…孫文は…日本の勝利がアジア諸国にあたえた感動を語っています(p200)                                               | 日露戦争での勝利によって、日本は列強としての国際的な地位を固めました。国民の中には、帝国主義国の一員となったという大國意識が生まれ、アジア諸国に対する優越感が強まりました。…日本の勝利は、インドやベトナムなど、欧米列強の植民地であったアジアのさまざまな民族に刺激をあたえ、民族運動が活発化しました。しかし、日本は新たな帝国主義国としてアジアの民族に接することになりました(p191)。                                           | 自由社・育鵬社は日露戦争勝利がアジア・アフリカなどの植民地の人々に希望をあたえたただけ強調。他社はその後の朝鮮などへの乱暴な支配によってその期待が裏切られたことなどを正しく伝えている。                      |
| 韓国併合                | 日本政府は、日本の安全と満州の權益を防衛するため、韓国の安定が必要だと考えました。…1910年、日本は武力を背景に韓国内の反対を抑えて条約を結び、併合を断行しました(韓国併合)。併合後には、…はげしく抵抗する人もいました。併合後に置かれた朝鮮総督府は、植民地政策の一環として朝鮮の鉄道・環濠施設をつくるなどの開発を行い、土地の所有権を明らかにする土地調査を実施しました。また、学校を開校し、日本語教育とともに、ハングル文字を導入した教育を行いました。(p198) | 更新された日英同盟や、ポーツマス条約でも、韓国に対する日本の保護権が認められました。その後、日韓協約に従って、日本が外交権を握ることになり…1910年、政府は韓国併合に踏み切り、その統治のため朝鮮総督府を置きました。…わが国の朝鮮統治では、併合(初版は植民地経営)の一環として近代化が進められましたが、米の作付けが強いられ…日本語教育など同化政策が行われたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました。(p201) ※欄外に生産増など示す統計(米などが日本に移出された説明はない) | 日本は、1905年に韓国の外交権をうばって保護国にし、韓国統監府を置きました。…1910年、日本は韓国を併合しました。…首都の「漢城(ソウル)」も「京城」に改称されました。…首領の権限を持つ朝鮮総督府を設置して、武力で民衆の抵抗をおさえ、植民地支配を推し進めました。学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを厳しく制限し、日本史や日本語を教え、日本人に同化させる教育を行いました。植民地支配は、1945年の日本の敗戦まで続きました。(p192) 朝鮮総督府と王宮の写真など | 自由社の説明では、なぜ韓国の人々が激しく抵抗したかわからない。「土地調査」が土地の取り上げになったこと、学校をつくりハングルを教えたとするが、韓国では義務教育を実施せず、文盲が放置され、終戦直後のハングル理解率は約2割だった。 |

| 項目          | 自由社                                                                                                                                                                                                                                   | 育鵬社                                                                                                                                                                                                                                | 東京書籍                                                                                                                                                                                                                            | おもな特徴(自由社)                                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 満州事変と満州国    | 満州事変は、日本が満州の軍閥を排除し、治安を安定させ、ソ連に対処する面もありました(p230以下)<br>1931年9月、関東軍は、満鉄の線路を爆破し、中国側の攻撃だとして、全満州の主要地域を占領し、満州で日本人が受けていた不法な被害を解決できない政府・国民の中には、関東軍の行動を支持する者が多く、(p230) 満州国は、五族協和・王道楽土建設のスローガンのもと、日本の重工業などの進出により経済成長を遂げていきました。(p231)             | 国民政府は、日本や欧米が中国に持つ権益の返還を強く要求し、満州では、排日運動が激化しました。関東軍は、満鉄線路を爆破して中国軍の攻撃と発表し、満州の主要都市を占領し、満州国を建国させました。軍部の行動は日本の新聞や世論に強く支持され、実質的に日本の支配下にあった満州国では、政治や経済の整備が進められ、日本の企業も進出して重工業が発展し、開拓団が結成され、多くの人々が満州に入植(p236-238)                            | 中国において日本が持つ権益を取りもどそうとする動きがさらに強まると、関東軍は1931年9月18日に奉天郊外の柳条湖で南満州鉄道の線路を爆破し(柳条湖事件)、これを機に軍事行動を始めました(満州事変)。関東軍は満州の主要地域を占領し、1932年3月、清の最後の皇帝であった溥儀を元首とする満州国の建国を宣言しました。日本が実質的に支配した満州国には、日本からの移民が進められました。(p229)<br>満州開拓の写真、暴策のp279など       | 自由社は、満州国は満州人のためだったかのように書いているが、五族協和・王道楽土は名ばかりで徹頭徹尾日本のための占領支配だったことが明らかになっている。戦後の引き揚げ者にも説明できない内容。                   |
| 南京事件        | 記述なく、「通州事件」のpp4。北京東方の城壁都市・通州には親目的な地方政権がありました。1937年7月29日、日本の駐屯軍不在の間に、中国人部隊(保安隊)が反乱を起こしました。青電刀と銃剣で武装した3000人の兵士が、何の罪もない日本人居留民を、残酷な方法で殺害しました。(p233)                                                                                       | 日本軍は12月に首都・南京を占領しましたが、欄外の注⑤ このとき、日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)、この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。(p238)                                                                                                                   | 日本軍は、1937年末に首都の南京を占領し、その過程で、女性や子どもなど一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害しました(南京事件)。注①この事件は、「南京大虐殺」とも呼ばれます。被害者の数については、さまざまな調査や研究が行われていますが、未だに確定していません。(p230)                                                                                    | 南京事件を省かず通州事件を取りあげるのは自由社だけ。後者の不幸な事件は「親日政権」の兵士すら日本に不満や憎しみを持っていたことを示す。                                              |
| 日本軍の東南アジア占領 | 日本の精戦の勝利は、白人の植民地支配に苦しんでいた東南アジアやインドの人々に、独立への夢と希望をあたえました。日本軍の破竹の進撃は、現地の人々の協力があるからこそ可能でした。日本軍の捕虜になった侍以軍の中にはインド人兵士が多数いましたが、彼らを中心にインド国民軍が結成されました。インド兵やビルマでも、日本軍の指導で軍隊がつくられ、のちに独立と建国の中核となりました。(p240)                                        | 長く東南アジアを植民地として支配していた欧米諸国の軍隊は、開戦から半年で、ほとんどが日本軍によって破られました。これによって、東南アジアやインドの人は独立への希望を強くなりました。インド兵の多くはインド独立軍に加わり、独立をめざして日本軍の行動をもにしました。ビルマでは、ビルマ独立義勇軍がつくられ、インドネシアでも義勇軍ができ、日本軍の指導で軍事訓練が行われました(p243)                                      | 日本軍は、短期間のうちに、東南アジアから南太平洋にかけての広大な地域を占領しました。しかし、日本軍は、労働を強制したり、物資を取り上げたりしました。また、日本語教育などをおし付けました。そのため、現地の住民の日本への期待はじょじょに失われ、各地で抵抗運動が発生しました。日本軍は、抗日的と見なした人々を厳しく弾圧し、多くの犠牲者が出ました。(p235, 237)                                           | 自由社の記述は当時の若者を煽った「アジア解放戦争」のウソ宣伝と同じ。1943.5.31の「大東亜戦略指導大綱」では現レニツからインドネシアを帝国領土にして重要資源を得ると侵略の意図を明記している。               |
| 沖縄戦と集団死     | 3月末、アメリカ軍は沖縄に攻撃を開始し、沖縄戦が始まりました。この戦いで沖縄県民にも多数の犠牲者が出ました。日本軍はよく戦い、沖縄住民もよく協力しましたが、沖縄戦は6月23日に、日本軍の敗北で終結しました。欄外④沖縄戦「兵隊や住民に火炎放射を浴びせるアメリカ軍戦車」の写真。注①海軍司令官太田実少将の電文「沖縄県民かく戦えり、県民に対し後世特別の御高配あらんことを」(p244) 集団死の記述なし。                               | 米軍は3月末以降、沖縄に上陸しました。はげしい地上戦がくり広げられ、日本軍は沖縄県民とともに必死の防戦を展開し、航空機による体当たり攻撃(特攻)や戦艦大和による水上特攻も行われました。日本側の死者は18万~19万人にのぼり、その半数以上が一般市民でした。中学生や女学生で戦いに従軍して命を落とした人々や、戦闘がはげしくなる中で逃げ場を失い、集団自決に追い込まれた人々もいました。(p245)                                | 1945年3月、アメリカ軍が沖縄に上陸しました。日本軍は、特別攻撃隊(特攻隊)を用いたり、中学生や女学生まで兵士や看護要員として動員したりして強く抵抗しました(沖縄戦)。民間人を巻きこむ激しい戦闘により、沖縄県民の犠牲者は、当時の沖縄県の人口の約4分の1に当たる12万人以上になりました。その中には、日本軍によって集団自決に追い込まれた住民もいました。(p229)                                          | 沖縄県民にとって日本軍によって「集団死」「集団自決」に追い込まれた記憶は鮮明。育鵬社も記述しているが、自由社はそれを隠し、県民が最後まで日本軍に積極的に協力して戦ったと描こうとしている。                    |
| 日本国憲法       | GHQは大日本帝国憲法の改正を求めました。日本側は多少の修正を加えるだけで民主化は可能だと考え、改正案をまとめた。しかしGHQは1946年2月、約1週間のみずから作成した英文の憲法草案を日本政府に示し、根本的改正を迫りました。政府は、文戦権の否定などを含む草案に衝撃を受けたが、拒否した場合天皇の地位が存続できないことを恐れ、受け入れました。帝国議会でも審議する形をとりましたが、GHQの意向には逆らえず、ほとんど無修正で成立し、日本国憲法が公布(p257) | GHQは、日本に対し憲法の改正を要求しました。日本側は、大日本帝国憲法は近代立憲主義に基づいたものであり、部分的な修正で十分と考えました。しかし、GHQは日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受け入れるよう日本側に強く迫りました。天皇の地位に影響がおよぶことをおそれた政府は、これを受け入れ、国会審議ではGHQとの協議が必要であり、議員はGHQの意向に反対の声をあげることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。(p263) | 日本政府は初めにGHQの指示を受けて改正案を作成しましたが、大日本帝国憲法を手直ししたものすぎませんでした。そこで、徹底した民主化を目指すGHQは、日本の民間団体の案も参考にしながら、自ら草案をまとめた。日本政府は、GHQの草案を受け入れ、それをもとに改正案を作成しました。そして、帝国議会の審議・修正を経て、日本国憲法が公布され、施行されました。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つを基本原則としました。(p244~245) | ポツダム宣言の軍国主義排除と徹底した民主化の要求に応えない政府案はGHQに拒否され、民政局スタッフによる案を元にした新たな政府案が国会で審議された。国民主権の明記、生存権など数々の修正がなされた。自由・育鵬社共に間違いない。 |

※自由社・育鵬社の教科書では、古代から現代まで日本の歴史はほぼ問題なかったとされています。とりわけ近代のアジア侵略への反省がなく、これらの教科書で学べば、今後ますますアジア諸国との関係が深まるこの国の若者の歴史認識に大きな不利益をもたらすそうです。文中の下線は引用者による

陳 情 文 書 表

|                 |                                                                  |       |           |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|-------|-----------|
| 受理番号            | 陳情第2号                                                            | 受理年月日 | 令和3年6月21日 |
| 件名              | 教科書採択に関する陳情                                                      |       |           |
| 要旨              | 1 2020年度の教科書採択の結果を尊重し、中学校用歴史教科書の採択替えを行わないでほしい                    |       |           |
| 陳情者<br>住所<br>氏名 | 〒[REDACTED]<br>八千代市 [REDACTED]<br>[REDACTED]<br>( [REDACTED] 代表) |       |           |

~~~~~

議 案 説 明

陳情について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第32号

陳情について

令和3年7月6日付けで受理した陳情第3号について、議決を求める。

令和3年7月21日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美



2021年7月6日

千葉市教育長 磯野和美様

千葉市花見川区 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

中学校歴史教科書採択についての要望書

日頃から、千葉市の教育にご尽力くださりありがとうございます。また、コロナ対策についても、万全な対応をしていただき、大変心強く思います。

私たちは、千葉に暮らし、子どもたちによりよい教育を願う市民です。子どもたちは、コロナ禍にあっても明るく前を向き、学び、そして遊び、日々を健気に暮らしています。子どもたちが昨日より今日、今日より明日へと、日々成長する姿を見守り応援できることは、親にとっては何にも代え難い喜びです。そして、子どもたちに、日本国憲法の謳う人権や民主主義に守られた平和な未来を手渡せることを、心から願っています。

昨年中学校教科書採択が行われ、傍聴いたしました。1科目ごとに丁寧に審議し、採択するやり方に感銘を受けました。今年、新たに「自由社」版歴史教科書が検定を合格したということで、異例の歴史教科書のみ採択のやり直しをすると伺いました。そこで、教科書展示会に足を運び、「自由社」版歴史教科書を読みましたが、政治的・思想的に著しく国家主義的な教科書と言わざるを得ない内容に驚きました。千葉市のすべての子どもに、民主的な教育の場を作る努力を怠らない教育委員会のみなさまの良心を信頼して、ここに以下を要望いたします。

記

1. 「自由社」版中学歴史教科書「新しい日本の歴史」は過去の戦争について、日本の行為を正当化し、日本がアジア諸国を植民地支配から解放し、各国に希望を与えた、と記述しています(193ページ、230ページ、240ページ)。また戦時中の様相について「我が国」「国民はよく働き、よく戦いました」というように加害・被害の事実よりも精神面について客観性のない記述が多く見られます。教科書を使用する教師にとっても大変使いづらいと思われます。また、アジア・太平洋戦争についても、かぎ括弧なしの「大東亜戦争(太平洋戦争)」と記述しており、問題を感じます。

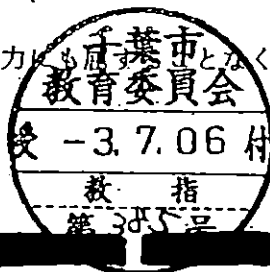
さらに過去の大戦の旗印にもなった天皇制を定めた大日本帝国憲法については、主な条文も掲載し、多くの紙面を割き詳細に渡って記述している(184～186ページ)一方、日本国憲法に関してはわずか11行で「GHQの意向には逆らえず」公布された、とあり、条文どころか内容や3原則すら書かれていません。

「自由社」版公民教科書をあたると、日本国憲法については「GHQ案の指示」であると書かれ、他国の改憲回数や改憲の手続きについて詳細に書かれており、改憲誘導の強い意図を感じます(58～63ページ)。

自由社のホームページを見ると、「誇りをもって国を愛し、支える若者を育てるために真実の歴史を伝える唯一の教科書」とあります。しかし、過去の戦争を賛美したり、加害の歴史をなかったことにすることで本当に誇りを持ち国を愛することはできません。丁寧に被害、加害の事実を学び、くりかえさないための叡智を子どもたちに涵養し、未来の社会をよりよくできることでこそ、真の誇りや愛国心が持てるのではないのでしょうか。「自由社」版、また同じ「新しい歴史教科書をつくる会」系の「育鵬社」版は、明らかに学問的な正確さを欠いていると言わざるを得ません。たとえ検定を合格したとしても、親として、いち市民として、このような国家主義的な教科書を子どもたちに手渡してほしくはありません。

今夏の中学歴史教科書再採択において、「自由社」版並びに「育鵬社」版歴史教科書を採択しないでください。

2. 教科書採択にあたっては、いかなる政治的介入、圧力も無く、透明性、公正性のある採択を行ってください。



以上

賛同人：
[Redacted names and addresses] 以上190名

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情第3号	受理年月日	令和3年7月6日
件名	教科書採択に関する陳情		
要旨	<p>1 中学校用歴史教科書の再採択において、「自由社」版並びに「育鵬社」版歴史教科書を採択しないでほしい</p> <p>2 教科書採択に当たっては、いかなる政治的介入、圧力にも屈することなく、透明性、公平性のある採択を行ってほしい</p>		
陳情者 住所 氏名	<p>〒[REDACTED] 千葉県花見川区 [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>(賛同人 190名)</p>		

議 案 説 明

陳情について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

令和3年教育委員会会議第7回定例会出席者(第一・第二会議室)

